

旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

平成17年5月26日開催

次世代の若者と裁判の関わりについて

- 1 開催日時 5月26日(木)午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 猪狩正文, 井上稔(兼務), 井口実, 葛西敬一(兼務), 片山礼子, 田中直宏, 中村元弥, 横山茂敏
 - 家裁委員 井上稔(兼務), 葛西敬一(兼務), 叶内初子, 小檜山俊介, 芝木美沙子, 菅沼和歌子, 田尻克己, 谷口孝男
 - 事務局 矢野哲郎地裁事務局長, 本間良行家裁事務局長, 門野賢藏民事首席書記官, 相原俊二刑事首席書記官, 田野中建一首席家裁調査官, 小才度富健家裁首席書記官, 中山訓伸地家裁事務局次長, 菅原誠地裁事務局総務課長, 菅野晶子家裁事務局総務課長, 平野裕章地裁事務局総務課課長補佐, 石田正人家裁事務局総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 委員長あいさつ
 - (3) 委員交替の報告
 - (4) 新任委員自己紹介
 - (5) 外部説明者(旭川市内の中学校教諭)の出席承認等
 - (6) 外部説明者からの報告

学校における法教育の実情, 生徒を対象とした法教育の在り方及び学校と法曹関係機関との連携について報告がなされた。

(7) 意見交換テーマ「次世代の若者と裁判の関わりについて」

(裁判所(事務局), 検察庁(葛西委員), 弁護士会(中村委員)及び司法書士会(猪狩委員)から法教育の取り組みについての報告がなされた。)

小学生や中学生など, 将来国の基盤を担っていく人たちに社会の中での法の仕組みや裁判制度を理解してもらう必要がある。理解してもらうためには, どのような手だてが必要なのかという, 実践的な方法について本日は議論していただきたい。

評論的, 観念的な教え方では弱い。取り上げる内容, 身近な生活に密着した問題を取り上げなければ, 法に対する実感がわからないのではないか。

現代は, ジェンダーが大きな問題である。これは子供のころから擦り込まれていくものであり, 両性の平等という観点からの教育が大事である。そこで, 教育現場における両性の平等に関する取組の実体について伺いたい。

授業では, 憲法の平等権の中で男女平等に触れている。どのような状況で差別を受けたり, またそう感じるのかなど, 実際の事例を取り上げ, 憲法上の保障と実社会の矛盾を指摘しながら, 子供たちに考えさせ, 差別をなくす方法や取組などを授業の中で展開している。

裁判員制度については, これから裁判員裁判を受けていく, また担っていく若い人たちの存在が大きい。広報活動等については, 身近なところから行わなければ, 若い人たちに浸透していかないのではないか。

更生保護委員会の保護司会では, 幼児や小学校の低学年を対象とした映画会を毎年行っている。悪いことをするとどのような罰があるかなど, 単純な分かりやすいアニメを用いたものである。出席した方からは, 好評を得ている。このようなものを広めていってもらいたいと考えている。

法教育の中で, 理念的, 観念的なものは当然必要ではあるが, 多少なりとも子供たちの生活に根ざしたものを取り入れなければ興味はわからないのではないか。具体的な事例を取り入れた, 人として生きていくためのノウハウ的

な副読本があればいいかなと感じている。

裁判所の広報においても模擬裁判や出前講義の中で、キャラクターやクイズを用いるなど、子供たちの興味を引く工夫がなされている。しかし、インタビュー等をしてみると子供たちの印象に残るのは、本物の裁判である。本物の裁判を子供に見せ、また、国民にもどんどん見せていくことが大切ではないか。

検察庁や裁判所等が、模擬裁判等などを通じてPRを行っているという情報は、実際の教育現場に入ってくる態勢になっているのか伺いたい。

少なくとも社会科の教員については、PR活動についての情報は持っているが、それを取り入れようとしているかどうかは疑問である。本物の裁判を見せるということは本当に大事なことだと思う。しかし、授業の時間数の問題、裁判所等へのアクセスの問題等があり、学校全体の理解が必要となる。それを乗り越えて実践しようとする教員側の意気込みが、私を含めて弱いのかなと感じているところである。

学校教育の中では、時間数等いろいろな締め付けがあり、実際に裁判所へ見学に行くのは難しいだろうと感じる。よって、メディアを使った実況中継があればいいなと感じた。また、現場の先生にももう一步踏み出してもらい、学校の中では難しくても、学校外における社会科の先生の集まり等の中で、積極的に働きかけていく方策もあるのかなと感じた。

法教育について、学校、法曹等がいろいろと取り組んでいることは分かったが、問題は方法である。ビジュアル的なものを取り入れる必要と、法曹界の連携が必要である。また、知識として入ったものが身に付くのは親の教育しかない。これらが協力し合って教育し、生徒をその気にさせるしかないと思う。

法科大学院のレベルでは、司法試験の前に法律相談や法廷を体験するなど、弁護士事務所で実際に2週間勉強するという教育がなされている。また、最

高裁判事が各裁判所を訪れ、現場の裁判官と話をすることが行われいるが、この機会をもっと積極的に宣伝し、最高裁判事による講演会等を行ってはどうかと思った。

裁判所へのアクセス等の問題については、夏休みであればアクセスも可能になるのではないかとと思われる。また、裁判所側としては、受け入れはいつでも可能であると考ええる。

本物の裁判を実際に見ることはすばらしいことではあるが、親の立場から考えると子供にはそれぞれ個人差があり、段階を踏ませて理解させることが重要であると考ええる。段階を踏まずに本物を見せるということについては疑問である。

立派な社会人においても、当たり前前のルールが理解できていない人がいる。教育現場において、根源的部分を教えていただけるとするのは非常に良いことであると思う。また、学校の中だけではなく、家庭の中で親が教えていくべきことでもあると思う。なお、実際の裁判を知ることはいいことだと思うが、来ていただくことができないのであれば、裁判所から行くことになる。教育現場から何を求められているのか、学校と裁判所間での連携が必要であると考ええる。

法教育についての特効薬はない。我々が地道に次世代の若者へ教え、試行錯誤を繰り返して行っていくしかないのではないか。

実務家の中での連携、ネットワークの構築が必要ではないか。

次回期日を平成17年11月22日(火)午後1時30分から開催する。今回は、裁判運営に市民として参加した方々の体験を聞くなどし、意見交換を行っていくこととする。

(8) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料 1 学校における法教育の実情
- 資料 2 小学生，中学生，高校生を対象とした行事等実施状況
- 資料 3 行事等参加者の感想
- 資料 4 裁判所見学ツアー実施状況
- 資料 5 裁判所ナビ
- 資料 6 法廷ガイド
- 資料 7 司法の窓

(配布資料添付省略)